

会 議 録

| | | | |
|--------|---|--------|--------|
| 会議の名称 | 市民参加推進会議（第31回） | | |
| 事務局 | 企画財政部企画政策課企画政策係 | | |
| 開催日時 | 平成24年11月9日（金）午後6時00分～午後8時00分 | | |
| 開催場所 | 前原暫定集会施設1階 A会議室 | | |
| 出席者 | 委員長 | 坪郷 實 | 委員 |
| | 副委員長 | 浅野 智彦 | 委員 |
| | 委員 | 遠藤 圭司 | 委員 |
| | | 杉本 早苗 | 委員 |
| | | 福井 高雄 | 委員 |
| | | 高橋 雅栄 | 委員 |
| | | 天野 建司 | 委員 |
| | | 白井 亨 | 委員 |
| | | 馬場 彬暢 | 委員 |
| | | 五島 宏 | 委員 |
| | | 山下 光太郎 | 委員 |
| | | 河野 律子 | 委員 |
| 欠席者 | なし | | |
| 事務局 | 企画政策課長 | 高橋 啓之 | |
| | 企画政策課長補佐 | 竹田 怜史 | |
| | 企画政策課主任 | 工藤 真矢 | |
| | 企画政策課主事 | 津田 理恵 | |
| 傍聴の可否 | Ⓐ 一部不可 不可 | | |
| 傍聴者数 | 0人 | | |
| 【会議次第】 | 1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 第4期推進会議の提言に向けて（案） (2) 「青年の市民参加を広げるための具体的な提案」について (3) その他 3 次回推進会議の開催日について 4 閉会 | | 会議録ページ |
| 【会議結果】 | 1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 第4期推進会議の提言に向けて（案）（資料1参照） 1 審議会傍聴環境の整備に関して | | P.2～11 |
| 【主な意見】 | ・センシティブな内容を扱う審議会等を考慮し、すべての審議会にて意見・提案シートを設置するのではなく、参加の手 | | P.3 |

| | |
|--|---------|
| <p>法の一例として例示し設置するかは審議会の中で決定する方がよい。その上で、設置することに決定したのであれば、意見・提案シートで提案のあった内容を会議で必ず取り上げるか、委員が情報を共有すべき。</p> | |
| <p>シートで出された意見の取り扱いを各審議会に任せると、意見を出しても取り上げられない恐れがある。常設にするのであれば、必ず委員に共有することを盛り込みたい。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・より開かれた市民参加ができる仕組みにするため、意見・提案シートを常設とし、要領や施行規則に盛り込むほうが望ましい。意見・提案シートで出た意見を会議で取り上げるかについては、各審議会で決定すればよい。 | P.4 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見・提案シートのフォーマットによって、意見の出方が変わるので、全審議会でも共通にするのかしないのかその点についても明記しておくとうい。 | P.5 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見・提案シートを常設することを規定で明記し、例外規定を設け、常設しない理由の説明責任を各審議会に負わせるとよい。 | P.10 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員も傍聴者も同じ資料を見たほうがよいので、傍聴者にも委員と同じ資料を配布すべき。 | P.4,5 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者に委員と同じ資料を配布することに加え、傍聴席に過去の会議録を配置する。 | P.7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・審議会開催場所の明示方法等、傍聴者が傍聴に来やすい仕組みを整えるべき。傍聴者を増やす仕組み、傍聴に来てもらう仕組みを各審議会でも工夫するといった傍聴環境の整備の項目の関連意見として入れてほしい。 | P.4 |
| <p>【今後の進行】</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの形で規定の中に、「原則として、すべての審議会に意見・提案シートを常設する」という文言を入れ、全審議会に普及させることを提案する。特段の事情がある場合には、説明責任を果たせば導入しないこともあり得る。というなどの文言を盛り込む。 | P.9 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見・提案シートで出された意見は、委員が情報を共有できるように運用するという提案をする。 | P.8 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者に委員と同じ資料を配布するという提案をする。 | P.11 |
| <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 公募委員の募集について-1</p> | P.11～19 |
| <p>(何らかの形での「公募市民登録制」の導入)</p> | |
| <p>【主な意見】</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出で選出された委員が十分に情報収集ができるように工夫する。 | P.12 |

| | |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> 一元化されたフォーマット（すべての審議会の公募情報が一覧で、閲覧可能）が必要。 | P.13 |
| <ul style="list-style-type: none"> 現行の公募方法と併用し、まずは市民が自発的に登録する方法を導入し、次の段階として無作為抽出型の公募市民登録制と無作為抽出型の登録制も検討する。 | P.13 |
| <ul style="list-style-type: none"> すそ野を広げる、多様な市民が参加するという目的を第一にするのであれば、無作為抽出を取り入れるべき。もし段階的に取り入れるのであれば、公募市民枠の半分程度でよい。自発的な登録制度は現行と同じように限られた市民しか応募しないので、不要。 | P.14 |
| <ul style="list-style-type: none"> 参加しない人に市民参加へ目を向けさせ、参加してもらうには無作為抽出がベストである。参加したいという人は一定数存在するため、現行の公募方法での委員の枠は残し、無作為抽出で選出する委員の枠を別で設ける。 | P.14 |
| <ul style="list-style-type: none"> 自発的な登録と、無作為抽出をした中から応募する方法と、現行の公募制度を併用する。その際、委員の年齢層の比率を市の人口の年齢割合に合わせるよう考慮する。 | P.15 |
| <ul style="list-style-type: none"> （上記意見に対し）現在すべての審議会を確認すると、年齢層に偏りがあるので、20代～40代だけで無作為抽出を行うのも一つの方法。 | P.16 |
| <ul style="list-style-type: none"> 現行の公募委員の枠の中で複数の選出方法を併用しても、市民参加のすそ野は広がらないので、公募委員の枠を現在より拡大することが必要。無作為抽出をやるとしたら、コストを踏まえて検討すべき。 | P.15 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民参加の層を広げることを目的にするのであれば、無作為抽出に重きを置くべき。自発的な登録を実施するのであれば無作為抽出と併用する。また、審議会ごとに、選出方法を選択できるとよい。 | P.16 |
| <ul style="list-style-type: none"> 登録しても全員が委員になるわけではないが、登録によって意識が変わるという効果を期待。 | P.16 |
| <ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出で選出した委員にレクチャーを行うことは、逆に考えが偏ってしまうためそこまでのフォローは不要ではないか。 | P.16 |
| <p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募市民の選出方法は、現行の方法と、市民が自発的に登録する方法、無作為抽出した市民の中から、選出する方法の3つがある。その3つの中でも多様な方法があるので、それを例示し、各審議会で選択できるという提案をする。 | P.16 |
| <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 公募委員の募集について-2</p> <p>（2各審議会の公募情報を紙でも配布する。）</p> | P.19～20 |
| <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市報やホームページに公募情報は掲載されているので、紙 | P.19 |

| | |
|---|---------|
| <p>での配布は不要。</p> <p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くの人に情報が伝わるように工夫するという提案をする。 | P.20 |
| <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 公募委員の選考基準と選考について</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点は個々の選考委員が事前に行っているため、選考委員会を公開しても採点のプロセスを公開してほしいという趣旨には答えられないため、実質的な効果はない。点数や順位の一覧表を知らせることはできる。 ・論文の公開は応募者にとってのハードルを上げてしまう危惧がある。 ・選考を通過した論文の要点の公表、あるいは選抜の比率を応募者に伝えることはできる。 ・応募者のみに点数や順位を公開する。 <p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選抜の比率を結果として応募者に伝える」に重きを置き、「応募論文の公開」「最終段階の選考を抽選等で行う」を検討する。 | P.20～26 |
| <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4 子ども家庭の世代の参加について-1,2</p> <p>(保育士等の配置方法の工夫、ICTを利用した参加方式又は情報発信を工夫)</p> <p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは保育士などを積極的に配置できるように予算を確保することを提言する。 | P.26 |
| <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5 障がいのある方の参加のための環境整備について</p> <p>【今後の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーを配慮した場所で審議会等を行うことと手話通訳士のある程度の数を確保することを提案する。 <p>3 次回推進会議の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月8日午後6時30分～ ・今回議論した第4期のまとめの文書を確定させる。 ・今回議論できなかった資料1の6、7、8について議論する。 <p>4 閉会</p> | P.26～27 |
| | P.27 |
| | P.27 |
| | P.28 |
| | P.28 |

【提出資料】

- 1 第4期推進会議の提言に向けて（案）
- 2 若者の市民参加について
- 3 要点記録（市民参加推進会議ワーキンググループ第2回）

第31回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成24年11月9日（金）午後6時～午後8時

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 12人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

遠 藤 圭 司 委員 白 井 亨 委員

杉 本 早 苗 委員 馬 場 彬 暢 委員

福 井 高 雄 委員 五 島 宏 委員

高 橋 雅 栄 委員 山 下 光 太 郎 委員

天 野 建 司 委員 河 野 律 子 委員

欠席委員 0人

事務局職員

企画政策課長 高 橋 啓 之

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課主任 工 藤 真 矢

企画政策課主事 津 田 理 恵

傍 聴 者 0人

（午後6時開会）

◎坪郷委員長 皆さん、こんばんは。第31回市民参加推進会議を始めたいと思います。

浅野委員はまだ来られていませんが、おいおい来られるのではないかと思います。

定足数は、市民参加条例施行規則第24条で半数をもって成立ということですが、現在、12人中11名がご出席ですので、本推進会議は成立をしております。

まず、開催に当たっては、事前配付資料などもありますので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

◎事務局 資料の確認をさせていただきます。今回、資料は3つございまして、全部事前にお送りさせていただいております。まず資料1が第4期推進会議の提言に向けて（案）、資料2といたしまして若者の市民参加について、資料3といたしまして前回のワーキンググループ第2回の要点記録という形で、全3点になってございます。送付漏れ等ございませんでしょうか。また、市民参加推進会議において導入いたしました意見・提案シートですが、今回提出はござ

いませんでした。

以上です。委員長、よろしくお願ひいたします。

◎坪郷委員長 資料について確認いただきましたが、ワーキングの要点記録については、事務局でお送りしておりますが、皆さんのほうから見ていただいて訂正等は、今の時点ではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、基本的にはこれを要点記録とします。

それでは、本日の会議を進めたいと思いますが、市民参加条例運用状況等についてということで、(1)第4期推進会議の提言に向けて(案)という形の文書を事前にお送りいたしました。これはこの間、第2回ワーキンググループを開催し、皆さんからもその前にご提言をいただいておりますが、そこで議論した点を基本としながら、提言に向けて論点整理ということでまとめたものです。

今日は、1から5のところまでを中心にひととおりにやりたいというふうに考えております。それで、時間がありましたら、6の青年の市民参加について、これは事前にお送りした資料の中に、浅野さんに以前に報告していただいたものを、1枚の紙にまとめていただいた資料をつけておりますので、この点についても議論ができればというふうに思います。

それで、ひととおりにやるのに1時間か1時間半ぐらい掛かるのか、あるいは各項目によっては、今日の時点ではどういう形で提言に向けて論点整理を明確にするか、それから、ちょっと難しいという場合には飛ばして、次の項目へ行くということも順次考えながら、今日は、できれば重要な基本的な論点についてできるだけ詰める議論ができればと思っております。

それで、今後の進め方ともかかわるんですけども、今日1回分と、予算の枠内では、来年の3月までに1回本会議を開催する予算があります。これは例年ですと2月初めぐらいにやっておりますが、議会の関係で、あるいは1月の後半ぐらいに設定をしたほうがいいのかもわかりませんが、その後、4月以降の予算枠でもう1回、会議を開催できます。今日を含めてあと3回あります。その中で、できるだけ第4期において、皆さんからご提案があった点について、提言に向けて取りまとめをしたいと考えております。

進め方としてはそういう形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 1から順番に見ていきたいと思ひます。皆さんのご提案からさらに議論を踏まえて、委員長、副委員長で整理をしたものですので、さらにご意見を伺って論点を詰めることができるといふことです。

まず1のところは、事前に配っておりますので、簡単にだけ説明をいたしますと、審議会傍聴環境の整備に関してということで、提案としまして、すべての審議会に意見・提案シートを常設し、傍聴者・市民から提出できるようにする。ただ、この中身については議論の中で重要な論点が出ておりますので、そこを今日は詰めることができるといふふうに思ひます。

ここは市民参加条例第3章の附属機関等への市民参加に関連した提案であるという位置づけになります。意見・提案シートは、ここにありますようにそれぞれ導入をされている審議会、委員会が既にあります。

それで、ワーキングなどでの議論では大きくは3つの論点があったということで挙げております。

(1) としましては、提案シートを各審議会に常設することを規定等で明記するか、あるいは各審議会に参加手法の一例として例示し、取り入れるかは審議会の中で決定するか、この2つの方法について意見がありました。規定については、傍聴要領という話もありましたが、規定としてやるとすれば、施行規則に盛り込むというのが一つのやり方ということになるかと思えます。各審議会に参加の手法の一例として例示をするという点でいうと、これはマニュアルのような形でまとめて、具体的な委員会の実践例ですぐれた例、モデルがあれば、そのモデルを提示しながら基本的なマニュアルをつくって、それがすべての審議会に普及するように体制を組んでいく。当然どこまで実現したかについては、モニタリングということで随時確認をしながらできるだけ広げるということを組み込んだ上でマニュアルを提示するという方法があるというふうに思います。

(2) については、意見・提案シートで出された意見を会議の中で必ず取り上げることとするか、あるいは取扱い各審議会に任せるかという論点もあります。

(3) は、傍聴者に対して審議会の資料を基本的には配布するという点で、基本的にここで挙げているのは、膨大な資料、あるいは部数の限られているものについては閲覧という方法をとらざるを得ないところもありますので、基本的には資料は配布をするということで、ここは「基本的に」とつけております。

ここは大きくは3つぐらいの論点があります。

それで、(1)については、特に意見が分かれていたところなんです、これまでの議論経過を踏まえた上で、どちらかにある程度まとめることができれば、どちらかの案を提示するということはできるのではないかと思います、その点がまずは一番大きい点かと思えますので、1の審議会傍聴環境の整備に関しまして、できるだけ意見を提言としてまとめるという方向でご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

◎白井委員 まず(1)なんですけれども、後者の「参加の手法の一例として例示し、取り入れるかは審議会の中で決定する」ということで僕はいいと思っています。これは以前、浅野委員から発言があったように、非常にセンシティブな内容の審議会があったりだとか、ごみの件だったりとか、それもあつた中で、すべてに対して必ず取り入れるという規定で100%決めるのはちょっと危険というか、当てはまらない部分も出てくるのかなと思うので、各審議会決定するという点でいいと思っています。

それにあわせて、(2)なんですけれども、ただ、やっぱりそれを取り入れるということを決めたのであれば、必ず会議の中で取り上げるというふうにしてはどうかと思います。た

だ、それを「取り上げることができる」という、できる規定みたいな形ではなくて、例えば最低10分その時間を設けることとするみたいな、せつかく意見を出しても、何もそこで議題にされなくて、議論もされなければ、何も検討されなければ、出す側としてもちょっとモチベーションが下がってしまうかなと思いますので、採用するかどうかは当然その会議のメンバーの判断だと思いますので、それを必ず取り上げるということでもいいのかなと思います。

すみません、一つ追加なんですけれども、これは今までちょっと話には出したこともあったんですが、特に大きな項目としては考えていなかったんですけれども、傍聴者を増やす仕組み、もっと傍聴に来てもらう仕組み、仕掛けというのを各審議会のほうで工夫するというのを提言の一つとして入れたいなと思っています。

それは何かというと、この間、「のびゆくこどもプラン」の推進会議か何かだったと思うんですが、本当にもう二、三日前だったかな、ようやくウェブサイトにて告知がニュースとして出されたことがあって、僕は偶然見えて、興味があったので行ったんですけれども、例えばこういう審議会がありますよという告知もそうですし、例えば、前もお話したかもしれないんですけれども、今日、ここに審議会があっても、扉が閉まっています、ここだったかな、ここに入っているのかなと思うぐらいですから、傍聴者って非常にこういう環境に傍聴に来るハードルが高いと思うんですね。だから、もう少し傍聴しやすいというのは、単に意見を言うとか参画できるというだけではなくて、まず足を、第一歩を踏み入れていただく環境整備という視点でも一つ項目を設けていただきたいと思います。

◎坪郷委員長 そこは具体的には、例えばこの部屋で開催されているとわかるような、少なくとも明示されているとか、だれもがわかるような形にできるということですよ。そのあたりは傍聴者を受け入れる仕組みとして何か……。

◎白井委員 傍聴環境という言葉でとらえて考えると、ここに入っていたんだなと思いました。

◎坪郷委員長 そこは、意見ないしはこの関連でここに書くことは可能だと思います。

◎白井委員 一応関連意見として入れていただければと思います。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎遠藤委員 提案させていただいた立場から述べさせていただきたいんですけれども、(1)は、やはり常設ということで盛り込むほうが望ましいと考えております。つまり、傍聴環境が審議会によって差があるとか、むらがあると、それによって影響を受けるのは市民ですし、やはりすぐれたというか、より開かれた、積極的に参加できるような仕組みに合わせるべきであって、それが各審議会によって意見が言えたり言えなかったりというんだと、果たして、先ほどの白井さんの話もありましたけれども、傍聴者が増える仕組みづくり以前の問題になってしまうので、やはりそこは最低限整理をする方向で要領なり、難しければ、その施行規則に盛り込むといったような具体化する方向がやはり求められているのではないかと思います。

(2)は、従前から申し上げてきたとおり、運用の問題ですので、意見・提案シートの意見をどういうふうに扱うかというのは、もちろん今までも各審議会判断されてきたことなので、

それは別に出された意見を必ず取り上げなければいけないと言っているわけではなくて、それは柔軟に、審議会ごとで扱いを皆さんのほうで話し合えればいいと思います。

(3)については相違ないというか、審議会の資料は基本的に審議会の委員と同じものを配布して、より積極的に傍聴者も参加してもらおうということが求められると思います。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎五島委員 基本的には白井さんの意見と同じです。この線でいいと思います。ちょっとこの中で気になったのは、意見・提案シートそのもののことがちょっと気になりました。実は、これもちょっと参考意見として述べさせてもらいますが、意見・提案シートのフォーマットによって、意見の書き方というか、出方が違ってくるのかなというふうに思いました。ですので、例えばこの(1)で行われる審議会、委員会で全部共通のものにするのか、委員会ごとに何か形がばらばらなのか、それによっても多分違ってきてしまうと思いますし、審議される内容によってもかなり、(2)にかかわってきますけれども、中で取り上げ方も変わってきてしまうのかなと思いました。そこも含めて何かしら、ちょっと方法ぐらいだけでも何か明記しておいたほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎馬場委員 (2)の取扱いは各審議会に任せるということを前提にすると、(1)は提案シートを常設していいんじゃないか、そういうふうに思います。そのほうがより各審議会そのものは市民から見て公平性が保たれるような気がします。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

今の時点では、大きくは3つぐらいの意見、取りまとめの方向についての意見があったかと思いますが、さらにほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎福井委員 意見・提案シートは、(1)の各審議会に常設するということを明記してもいいんじゃないかと思います。それに対する意見に関しては、各審議会に任せるという内容であれば、リスクな面も回避できることもあるんじゃないかということと、(3)は、資料としては基本的に委員も一般市民も差別なく同じ資料を見て判断するというので、配布すべきだと思います。

それともう1点、逆に1点お聞きしたいのは、継続審議になっている総務企画委員会でこの同じ内容の常設を求める陳情書というのが出されているんですけども、その途中経過でもわかればお聞きしたいなど。事務局の方でもいいですし、河野委員がわかればお聞きしたいと思います。

◎坪郷委員長 事務局ではいかがでしょうか。

◎事務局 課長の高橋です。前回の9月の議会中は継続審査ということで、この閉会中に審査するという事なので、定例会中の審議というのはなかったんですね。今度の21日の日に総

務企画委員会がございますので、そこで審査される予定になってございます。資料の要求がございまして、これまでの市民参加推進会議の議論とその論点整理ということ、あと、今日お配りしている提言に向けて（案）というところの意見・提案シートの部分の抜粋ということで、事務局のほうとして1部作成しまして、議会のほうに送付をするという予定となっております。それに基づいて一定の質疑がなされるのではないかとということでもあります。

◎坪郷委員長 よろしいでしょうか。

◎福井委員 この継続審議になったプロセスというのは、どこが継続になる要因だったんですか。

◎事務局 まず一つは、市議会としてもこの推進会議の中で議論されているということは認識しておりまして、そちらの議論の行方ということも気にしている部分ではございました。

◎福井委員 ああ、そうですか。

◎事務局 あと、議会で、意見・提案シートの常設化ということに対して、肯定的な意見も出ましたけれども、一方で、やるのであれば、各審議会の意向を全部調査した上で慎重に対応しなさいというような意見もありましたので、そういった意味も含めて、この審議会での議論の行方ということも参考にしたいということだったと思います。

◎福井委員 わかりました。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方からのご意見はいかがでしょうか。今3つか4つか、それぞれの意見が出ておりますが、一つは、(1)については規定で明記をするという意見と、マニュアルなどで全審議会に普及するような形での方法でもいいのではないかとという両方の意見がやはり今日も出ておりますが、その意見を踏まえて、マニュアル化の案としてはどういうふうを考えられるのかということを含めて、さらにご意見を伺えればと思います。

◎白井委員 これは提言した後はどういう段取りになるんですか。

◎坪郷委員長 提言をまとめて、提言で重要な項目を挙げて、関連意見を取りまとめて、市長に出します。市長はそれに対するどういうふうな方策をとるかという返事が来ます。それ以後、市役所内で検討して、その提言を受けてどういうふうにするのかという形になっていくと思います。

◎杉本委員 私はこの提案シートを各審議会に常設するということは賛成です。(3)も、もちろん審議会の資料を基本的に配布することと、あと、取り上げるかどうかについては各審議会に任せて、その中でどう取り扱うかを決めてもらうということについては全く皆さんと同じです。

◎坪郷委員長 ほかにまだ発言をされていない委員の方はいかがでしょうか。

◎山下委員 私は、やはり市民参加の推進というか、そういったことのすそ野を広げるという意味では、(1)については常設でいいのではないかなというふうに思っております。その常設する中で、やはり白井さんもさっきおっしゃっていたようにリスクを伴うようなこともあると

ということが考えられますので、前にもちょっとお話ししたかもしれないんですが、いきなりその会議の1回だけを切り取って見られた場合に、その過去の会議の議論の流れとかを無視された意見とかがたまに出てきてしまうおそれがあるということも考えて、取扱いについては、各審議会のほうで考えるということではないかと思えます。

あと、(3)の「審議会の資料を基本的に配布する」とありますが、やはり1回だけの会議記録ではなく、過去からの積み重ねの記録などで、その都度その都度出す。過去の記録で、流れを見ていただければ、なんで取り上げられなかったのかということの理由にもなると思えますので、そういった意味で、だから、私は常設で置いて、判断を審議会に任せるといような意見とさせていただきます。

◎坪郷委員長 (1)のほうは……。

◎山下委員 常設です。

◎坪郷委員長 常設はいいんですけども、規定に盛り込むか、あるいはマニュアルのような形で、必ず検討して普及するようにやるのか、どちらの方法で。

◎山下委員 これはやるのであれば、もう規定して認知してしまったほうが早いのかなというふうには思います。

◎白井委員 では、補足だけしておきます。我々がさっき発表した内容というのは、まず取り入れるかどうかの判断は、審議会でちゃんと決定して、それで取り入れるんだったら取り上げてくださいということがセットなんですよね。それは何を言いたいかということ、意見を言わせておいて無視するなよという話なんです。だから、結局、参加させておいて取り上げへんだったら、もうええわと僕は思うんですよね。結局それも、じゃ、何の判断があって取り上げなかったのかというのを明らかにされないケースも恐らく考えられるだろうと。さっき、リスクの話をしましたけれども、だから、これは取り入れると決めてしまって、取り上げないといけないというリスクもあるんですよね。確かに話を聞いていて、それはそれでそういうリスクもあるなと思ったんですけども、環境だけ整え、だから、それはすそ野を広げるとか、入り口、間口を広げるということでは僕は賛成なので、常設というか、もともと僕は常設で思っていたんです。改めて考えたときに、結局、言っても聞いてくれないんだったら嫌だなと思って、言わすんだったら取り上げるというのが、すみません、僕のさっきの意見の考え方の骨子なんです。

僕は以上です。

◎遠藤委員 今の意見もわかるんですが、例えば新庁舎の委員会などは、意見・提案シートが事前に資料の中に配付されて、それを見た上で、閲覧した上で、委員が意見を言うわけなんです。だから、「言わすんだったら取り上げろよ」というその取り上げ方もいろいろあって、一つ一つ傍聴シートに言及して、これはどうだ、あれはどうだと言っていると大変な時間も要りますし際限がないというか、もともとは委員の方が議論する中でやはり補完的な役割での位置づけです。そこで参考にして、各々の委員が自身の意見として意見・提案シートの内容

を付度（そんたく）して発言していったりというようなところでのシートの生かし方で、そこはもちろん例えばの話なので、ほかにも、この審議会でもいろんな使われ方があっていいと思うんですね。運用の問題で、どういうふうに扱うかというのは審議会ですべて変えていったらいいと思うんですけども、まずはその使い方だということです。

◎白井委員 今のお話を聞いて納得はしました。ちょっととらえ方が違うあれをしまして、さっき杉本さんの話もありましたように、まずちゃんと閲覧されて、それを見る機会があるかどうか。取扱いは各審議会に任せるといふような形の僕のとらえ方としては、全くそれを共有されないとかオープンにされない、委員にもオープンにされないというケースもあるのかなと思って、そういうリスクを考えたときに、じゃ、取り上げてよという話をしただけなので、例えば常設にした上で、それを取り上げるかどうかを各審議会に任せるのは、それはそれでいいと思うんですけども、必ず委員に共有するということだけは、例えば提言の中に盛り込むという形であればいいのかなと思います。

◎坪郷委員長 （２）については、ここは運用のところにかかわることですが、提案シートの導入ということをやれば、当然委員がそれはどういうものが出たかということはまずは情報を共有して、その上で、それをどういうふうに取り扱うのかということまでは、基本的には運用としてはそれをやるというのが普通の対応だと思うんですね。それがないとすると、やっぱりおかしいということになりますので、運用面ではある程度大きな違いがないというふうに、今までの意見は見てもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎坪郷委員長 そうすると、（１）のところなんですけど、傍聴要領自体は、これもここまでリジッドに書かなくても、何らかの規定、一つは、例えば施行規則が候補だと思うんですけども、そこに基本的には意見・提案シートを常設するというような規定を置くというのが一つのやり方だと思うんですけども、その規定を置くに当たって、いろいろな皆さんの意見というのがもう一方で出ているのは、審議会によってはいろんな状況があり得るので、マニュアルの形でして、できる限り全審議会に広げるといふことを目標としてやっていく、実態として動かすというのがもう一つのほうだと思うんですね。

実態として広げると、最終的には規定に入れた同じような状態になるということもあり得ると思うんですね。ですから、ここは意見の取りまとめ、難しいといえれば難しいんですが、そういう２つの案は必ずしも対決するものというよりも、接近できるような案であるという観点から、そうじゃないという意見があるかもわかりませんが、ここは少しまとめられないだろうかというのが私の意見ですが、いかがでしょうか。

◎杉本委員 解釈としては、実態として動かすためのマニュアルづくりをまずやって、目標を施行規則に明記するというので、その目標にまずはマニュアルづくりをやるというふうに聞こえたんですが、そういうことですか。

◎坪郷委員長 例えばの案ですね。第３案という形になりますが、基本的には全審議会に普及

させるためのマニュアルづくりから始まって、できるだけ規定に盛り込むこともその運用をやっていく中で検討が必要だというような文章は、そういう中間的な案が、私がそういう提案をしてよろしければ提案をした上で、皆さんのご意見を伺うということになりますが、いかがでしょうか。

◎五島委員 今回の委員長のお話でいいと思います。皆さんのお話を聞いていて思ったんですけども、いきなりやっぱりこうって整わないだろうし、いろいろ委員会ごとにストレスが掛かる場所が違うのではないかなというふうに思いました。なので、この提言が、先ほど白井さんが言われたように、モデルの件がどういうふうに扱われるかということにかかわってきますけれども、わからないけれども、3年後の常設を目指していろいろと検討して、まずマニュアルをつくって、環境を整えて書くのは、それを確認しながら環境を整えていって、仮にですけれども、数年後にそういうシートも含めて常設というようなことを想定していったらどうかなと思いました。

以上です。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎浅野委員 私は基本的には規定で明記したほうがいいかもしれないと思っていて、ただし、その場合は例外規定を同時に設けると。つまり、原則として取り入れるけれども、特段の事情がある場合はその限りではないとしておいて、特段の事情についての説明責任を各審議会に負わせるというふうにしていくといいかなと、まずは思います。

しかし、マニュアル先行型でいくのか、規定に明記してしまうのかということを考える上で、現実どうなのかということを知りたいところもあるんですね。先ほどの事務局の説明だと、議会のほうで調査をする可能性があるということですよ。各審議会の状況を調査して、慎重に進めろという声もあったというお話ですか。

◎坪郷委員長 それはちょっと違うんですね。

◎事務局 議会が調査するのではなくて、それを我々行政側のほうに、要するにやるんだったら慎重な対応が必要だから、各審議会の意向も伺う必要があるのではないかという意見を我々に投げかけられたというスタンスですね。

◎浅野委員 その意向調査というんでしょうか、それを聞いた上で、差し障りないというふうに答える審議会の数が圧倒的に多いようであれば、もう最初から規定に入れちゃってもいいと思いますし、そうでないのであれば、マニュアルからスタートするほうがいいということで、その調査結果次第かなというふうに私は思うんですが。それを実際にやられるんですか。

◎事務局 今のところはどのような手法でやるのがいいのかということもありまして、というのは、審議会自体も開催時期とかがばらばらだったりしますし、委員の改選等々、途中経過の審議会もございます。そういうばらばらな状態の中でどのタイミングでということもあるので、実態として調査をかけるのは相当難しいかなという思いはあります。

◎浅野委員 私としては、取り入れられない審議会があるのは、ある意味で当然だなと思って

いるんです。だから、そのこと自体は問題じゃないと思うんですけども、なぜ取り入れられないのかという説明をしたほうがいいかなって思います。高度に専門的な話なのでちょっと使いにくいとか、あるいは個人情報絡んでいて、なかなか自由に物を言っていないような状況にしにくいところがあるとか、いろんな事情があると思うんですね。そのこと自体を外に向かってどこかで言うておいたほうがいいんじゃないのかなと思うんです。それが出れば、それがおかしいと思う人は何か別の形で異議を申し立ててくるでしょうし、一応議論できると思うので。

◎坪郷委員長 今回の浅野さんの意見は、意見・提案シートを常設するという事は規定に盛り込む、含むということですが、基本的には常設をします。そのときに特段のなんですか。

◎浅野委員 特段の事情でしょうね。

◎坪郷委員長 特段の事情がある場合には、それについて説明責任を果たせば導入しないこともあり得るというような点を含めて規定するという案がどうかというのが、今の浅野さんの言った意味です。

(「賛成です」の声あり)

◎坪郷委員長 あとの方はいかがでしょうか。

◎遠藤委員 先ほどの2つの中で、どちらがより実効性が高いかということだと思っただけです。私が最初に言ったのは、傍聴要領に文言として盛り込むと、それはある程度拘束力がどうしても出てくるから、より実効的に機能するんじゃないかということで、傍聴要領への明記ということをやちょっと提案させていただいたんですけども、マニュアルといった場合にどの程度周知されるのか、庁内で普及するように努めるといったような、ある意味努力規定みたいになってしまうと、結局、言ってみたらものの、余り実態として機能しないということを私は一番懸念しますので、できる限りそういう傍聴要領が難しければ、その施行規則で文言として盛り込むというところにある程度やはりこだわりたいということと、あと、審議会である程度バランスをとらなければならないというのはもちろんわかるんですが、結局、この提言をしても、最後は執行機関が、行政側がやるかやらないかというのは判断するわけで、ある程度審議会のほうでより理想的なとか、先鋭的なものを提言しないと骨抜きになる可能性もやはり一つあると私は思っています、だから、そういう意味では、余り中間的なとか、中和的な提言を出す、よりそれが薄められて、取り入れられるという、そういう事態を懸念しますので、なるべくなら、できる限り理想的なものを出していったほうが望ましいですし、割引いて実現される可能性を踏まえた上で提言していくべきではないかと考えております。

◎坪郷委員長 それでは、今出ました意見の中では、何らかの形で規定の中に、どこに入れるかというところまで提言に書くかどうかということはあるかもわかりませんが、何らかの形で規定として、すべての審議会に意見・提案シートを常設するという規定を入れた上で、それを全審議会に普及させるということを提案すると。その場合に、特段の例がある場合には、説明責任を課した上で、それが実施されない場合もあるというような文言も含めて組み込む。その

案が、今は皆さんの中では有力な案として出されていると思いますが、これで取りまとめてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それじゃ、(1)についてはそういう形で、まとめをさせていただきます。

(2)のところは、先ほどのように運用ですので、そういう点について、基本的なところは踏まえて運用が行われるということを書き込むことということになると思うんです。

(3)の審議会の資料を基本的に配布するという点についてはよろしいでしょうか。基本的にいっても、基本的には委員と同じものを見ながら傍聴できるというのが基本的な傍聴環境の整備だと思いますので、それも含める。あとは関連をして、これまでの議論の中で必要な意見を盛り込むという形で、ここの1のところはさらに提言案として文章化するというようにしたいと思います。

次に、2については公募委員の募集についてということですが、これは市民参加条例(附属機関等の構成)9条に関する提案です。これは多様な市民が参加できるように、ある程度すそ野を広げるとというのが基本的な目標ではないかと思うんですが、これについても一つは確認をいただきたいことですね。

それと、このあたりはすそ野を広げると同時に、従来の公募型の委員も含めてやるということになるのかどうかということがあります。それで、三鷹で既に導入されている例があるということですが、無作為抽出の方法で、(1)は登録対象となる市民は無作為抽出によって選出をする、あるいは登録対象となる市民が自発的に登録を希望したものを選出する。これは公募市民登録制ということでは2つの制度が従来行われています。これは両方なのか、どちらかを遵守するのかとかという点。

(2)は、登録制を全面的に取り入れるか。現在の方向というのは公募市民ですが、公募市民と併用してやるか、どちらかということですね。

(3)は、無作為抽出による登録制は参加する市民の幅を広げ、特に無関心層への働きかけとしてはよいものの、これは幾つかの問題点があるので、手当てが必要というのが(3)で、(3)については意見があるかと思いますが、(1)、(2)について、皆さんの取りまとめに向けた意見をお伺いしたいと思います。

◎杉本委員 ちょっとお聞きしたいところなんですけど、(3)の「当該問題について情報を十分にもたない市民が選出された場合に何らかの手当てが必要」、その次なんですけれども、「事務局の『レクチャー』によって一定方向への誘導が生じないように」と書いてあるんですね。これのいろんな解釈なんですけれども、ちょっと漠としていてわからないところがあるんです。要するにそういう無作為抽出によって何らかの手当てが必要というのは、情報を十分持たないためというふうにこの中でとれるんですけれども、問題なのは、情報を十分持たないというより、情報を十分にとれない仕組みというのが今あって、例えば小金井の公式のホームページなんかは、これは市政に関する情報がほとんどなんですけれども、そういう情報のとり方のレクチャ

一をきちっとすれば、ほとんどの人が何らかの特別な手当てというのは余り必要ないんじゃないかと。その括弧の中の文言も解釈によっては、はっきりと、きちっと示したような文言ではないので、これがなぜこういうふうな形で出てきたのか、ちょっと説明していただければうれしかないと考えています。

◎坪郷委員長 ワーキングの中で議論があった、こういう意見があったのを状況から引っ張ってきているんですが、積極的に書けば、今杉本委員も言われましたように、委員自身が情報を十分に持っているという可能性ももちろんあるんですけども、委員自身が情報収集が可能なようにする、あるいは十分な情報提供が求められるようにすると積極的に書いたほうがいいのではないかというのが杉本委員の意見だというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

◎杉本委員 はい。

◎白井委員 委員のほうからこうならないよという意見があったんです。

◎杉本委員 ええ、それはわかるんですけども、もう一つ、中身が具体的にどういうことを言おうとしているのかというのが私は余りここからはとれなかったんで、どういうことを言おうとしているのかというのもちょっと理解ができません。

◎馬場委員 議事録の方がわかりやすいですよ。同じことを言っているんですけども、議事録の文章のほうが……。

◎杉本委員 わかりやすくなっているんですか。

◎馬場委員 ええ。

◎杉本委員 すみません。

◎坪郷委員長 ここは、さらにちょっと要約しているので、そういうところはわかりやすいようにしたいとは思っています。

それでは、ほかの委員の方、この点について、(1)、(2)。

◎福井委員 私が提案させていただいたんですけども、これ自体の内容的には2期の提言事項のままが検討するという事で保留されているということで、もう1回掘り下げて、私なりに再度見直したというのが提案事項のプロセスなんです。杉本委員が言われるように、どういう内容かといったら、前回のホームページ等を見れば載っているよということだったんですけども、私はもっと一般市民が参加して、目に、すぐ手元で見られるような提案として抱き合わせで、一般市民が市政に参加していく方策としては、公募委員の案内ということを含めて一元化されたフォーマットというものも一つありかなということを抱き合わせで提案させていただいたというのと、この附属機関の登録制度としては、一般公募した場合は、今まであるように市報とホームページ等、あとロコミとかチラシ等で理解せざるを得ないんですけども、これ以外で公募する方策としては、この検討事項になっていた、本人が意思表示して公募委員に登録していくというのがプロセスの中で一番得策じゃないかと。無作為抽出というのは、その後のまた次のステップの段階でいいんじゃないかとということで、考え方としては、今までの公募の仕方が一つと、併用して、公募委員がみずから希望する登録制度ということに進めたほう

がいいんじゃないかと考えます。

というのは、無作為抽出ですと、当然本人のリスクな面が非常に出てくると。例えば活動できる日時という面が、週で制約される場合と月で制約される場合とか、曜日で制約される場合もありますし、あと時間帯によっても無作為で抽出された場合でも参加できないというところもある。一番重要なのは、自分が担当するような分野、内容の、本当の委員としての教育であるとか、環境であるとか、福祉とかいろいろな分野があると思いますけれども、やはり幾らレクチャーされても、委員としてのノウハウというか、ある程度自分の知識がないとディスカッションまで入っていけないんじゃないかと思えます。

ですから、最初はやはり自分が希望する登録制度に、その登録制度自体でも、八戸、宮代町も日時と時間帯とか、あと希望する分野というものをチョイスする仕組みで申請していくと。そこから行政が委員の候補者として選んでいくという方法があるものですから、それは近隣で三鷹とか立川とか武蔵野も無作為抽出ということで、どこまでその本人が、委員の方に反映されていくかということは、まだ私自身も把握はしていませんけれども、とりあえず本人の登録制度という部分のステップから始まって抱き合わせすれば、公募の増員の方策というのは一つ見出されるんじゃないかということで提案しております。

◎坪郷委員長 今の福井委員の取りまとめの提案は、従来の現行制度と併用する形で、まずは市民が自発的に登録をする形での公募市民登録制を導入してはどうか。さらに次の段階としては無作為抽出型の公募市民登録制と無作為抽出型の登録制も検討していくと。そういうまず取りまとめでどうだろうかということ。公募情報のことは後でもう1度やりますので、その部分はちょっと飛ばしていただいて。

◎杉本委員 今、この提案の公募委員募集のところに、多様な市民が参加できるようにというのが目的ですよね。すそ野を広げるということを本当に第一にするのであれば、無作為抽出はすぐにでも取り入れていただきたいと私は思います。ただし、全部が無作為抽出であれば、やっぱりそのところで、委員の中でわからない人が四、五人ぐらい入ってきて、なかなか情報を共有できないとかいろいろな、今までどおりのやり方ではいかない場合もありますが、そのところはやっぱりいろいろと工夫をしていただくということで。私は段階的にもしやるんだとしたら、無作為抽出の公募市民枠が4人あれば、4人のうちの半分ずつ、少しずつ無作為抽出によっていろんな市民のすそ野が広がって、それなりに委員としてきちっとそこに位置づいてしっかりと議論ができるというような実績をつくっていくことで、早く無作為抽出の制度を少しでも、一歩でも進めていってほしいと思います。

◎坪郷委員長 併用するわけですがけれども、杉本委員のほうでは……。

◎杉本委員 併用ですがけれども。

◎坪郷委員長 市民は自発的に登録するものはどうなんですか、それはやらないんですか。

◎杉本委員 それはやらない。私はやらないというか、三鷹のように、三鷹はホームページを見たら1000人で111人登録があったということだったんですよね。無作為で1000人に出して、

その中から希望者が111人登録として申し込んだと。最初から自発的な申し込みだとまた限られてしまうんですね。公募と同じになってしまうので、それはすそ野を広げるという意味では、無作為に出して、そこから拾っていくというほうがよっぽどすそ野が広がるということがわかっているのです、それはすそ野を広げるという意味では、まずは無作為から始めるということが第一だと思うんです。

◎白井委員 杉本さんの意見に僕も賛成でして、なんで参加しないかというのと、今までどおりの暮らしをしている中で、新しい何か刺激がないとその人は参加しようと思わないと思うんですよね。それを内発的に思う人もいれば、外から誘われてという人もいますですけども、そうじゃない人たち、参加しない人たちというのは、やっぱり両方その刺激がないわけなんです。福井さんがおっしゃっていたフォーマットというのは、運用する上で非常に効率性のいいものだと思うんですけども、そもそも参加しない人にこれから目を向かせて、それじゃ、参加してもいいかなと思わせるのは無作為抽出が僕はベストだと思っているんですね。

なので、仕組みとしては、かといって、今までの公募作文の市民枠は、やっぱり意欲があって、このテーマだったらぜひ参加したいと思う人が一定の割合で必ずいると思うので残しつつ、無作為抽出の枠を別で設けると。無作為抽出のやり方は三鷹と同じ方式でいいと思っています。1000人なのか、2000人なのかわからないんですけども、今まで参加したことのない市民の中から無作為で1000人、2000人に送って登録しますか、どうですかと。それで登録させて、その人たちにその後案内するというやり方がいいかなと思います。

◎坪郷委員長 今幾つか意見が出ておりますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎高橋委員 自発的に登録する登録制度というののメリットもあるなと思うんですね。福井さんがおっしゃったように、それは何か自分の得意分野を持っている人たちは登録をあらかじめしておいてもいいのかなと。そのほかに無作為抽出をして、その中から応募してもらうというのとかを両方併用していく。

◎坪郷委員長 3つの方法を併用するという意味ですか。

◎高橋委員 ええ、そのほうがいいのかなと思うんですけども。ただ、三鷹方式の無作為抽出でやるというメリットは、工夫として市内の人口比があるじゃないですか。それと同じになるように、1000人の中の年齢層とかの層の割合を同じにしてお手紙を出すとかというような工夫をしないと意味がないんですね。そういうふうにした中で応募してもらうわけだから、4人しかいない公募枠を2人、2人とかというふうに分けていっちゃうと、それができなくなるのかなと思って、その辺をどうするのかというのは私の中の疑問があるんですけども、その辺がクリアにされれば、さっき言ったように得意分野がある人はあらかじめ登録しておけばいいし、なかなか出てこないような人に、白井さんが言ったように刺激があれば出てくるかなという意味ではそうだなと思うので、無作為抽出して応募してもらうというのはとてもいいなと思うんですけども、その割合ですね。

◎坪郷委員長 先に手が挙がったので、遠藤委員、五島委員、白井委員というふうに、ちょっ

と時間の関係もあるので、できれば手短に。

◎遠藤委員 すみません、大前提はやはり公募市民の枠を拡大させるということだと思うんですね。つまり、今のままの枠で両方併用しても、本来はすそ野を広げることにならないので、まず公募市民の枠を拡大するということを盛り込む必要があると思います。

私自身は併用したほうがいいのかと思うんですが、この前も意見がちょっとあったように、やっぱりコストですよ。無作為抽出をやることのコストについて、「べき」論とできることというのは、実際やっぱりうまいことバランスをとらなきゃいけないと思うので、無作為抽出が望ましいんですけども、財政的にどうか、コストを踏まえて検討するべきじゃないかと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 では、五島委員。

◎五島委員 僕も高橋さんがおっしゃったように、3つ併用というのも思ったんですが、ちょっとやるが多過ぎるなというふうにも思いました。

多様な市民というか、ひっくり返して言うと、どこの委員会も金太郎あめというのが毎回指摘されていて、では、それをなくしましょうよと。そこを削るという意味では、でも、結果的に枠が決まっているのであれば削る方向に、いつも出てこない人にとということであれば、登録というよりも、どちらかというとな無作為抽出のほうに重きを、ですから、登録制をしくのであれば、無作為抽出とセットというふうには思いました。

それと、あとは前の話と同じようなことをちょっと考えたんですが、審議される内容によって、高橋さんの言ったこととかぶりますけれども、全部無作為抽出で委員を募るというのも中身によってはあるだろうし、専門適性が高いのであればちょっと変えるとか、それを選択できるようなことはあってもいいんじゃないかな。すみません、また余計なことを言いますが、そう思いました。

以上です。

◎坪郷委員長 運用面から言うと余りリジッドには、なかなか金額的にできないかもわからないですね。いろいろな選択肢の組み合わせというのも一つあるというのが五島さんの意見と。

◎白井委員 選択肢を設けて、審議会ごとにそれを選ぶという今の意見には大賛成です。私が言いたかったのは、さっき無作為抽出の中で、高橋さんがちゃんと年齢層を平等にとか、やったほうがいい、やらないとという話はあったんですが、僕の思いとしては、40代ぐらいまでの人たちの参加が非常に率としては、合わせると10%とかそれぐらいだったと思いますけれども、非常に低いので、そこだけに特化してやるというほうが僕はいいと思っています。そこが何か参加機会をつくって、既にいろんな審議会全部を見たときに偏りがあるわけですから、その枠だけ、20代、30代、40代までだけで無作為抽出をやるというのは一つの考え方かなと思っていました。

◎坪郷委員長 無作為抽出の場合でも重点を決めて、そこに絞るということでしたけれども、

もちろんその中身はあると思います。今の白井さんの提案では40代以下ということでしたね。

◎白井委員 限定して。

◎坪郷委員長 限定してやるという方向があるのではないかと。ただ、白井さんも多様な方法の選択肢があるという方向で言われているんですね。

◎白井委員 はい、そうです。

◎坪郷委員長 あと、馬場委員、どうぞ。

◎馬場委員 市民登録制で登録されるわけですね。しかし、その人が全部委員になるわけじゃないわけですね。その登録されたことによってその人たちの意識が変わってくれたら、そっちのほうもすごい効果だと思うので、私はそこに期待したいと思います。

◎山下委員 私もいろいろな形をミックスして使うと、やっぱり審議会ごとに事情も違うので、それについては大賛成です。

最後に、(3)の無作為抽出による登録制のレクチャーの部分なんですけど、恐らく無作為抽出できない審議会とかもあるので、できる審議会イコール、多分今まで無作為抽出をやった場合、参加したことの無い人が来るということは、今まで公募市民とかで参加されていた方がもたないような意見が出てくることも考えられるので、特にレクチャーなんかしてしまうと、逆に凝り固まった頭になってしまうので、そこまでフォローする必要はないんじゃないかなというふうに思いました。

◎坪郷委員長 今いろいろ意見は出ているんですが、これも私の中間の提案ですので、もっと意見を出していただければと。基本的には現行の制度と公募市民登録制というのは、市民が自発的に登録するタイプのものと無作為抽出による三鷹方式というものがあります。3つありますが、それぞれどういう運用でも、募集をかけるときに年齢的に重点を置いていくとか、そういうことも組み合わせてということですが、こういう多様な形での公募市民登録制という可能性があるので、そういうものをひとつお取り上げた上で、今後の公募委員の募集については、できるだけそれぞれの審議会が一番いい方法を選んでやる、それぞれで選択できるような方式をとれるようにという提案が一つのやり方かと思いますが、いかがでしょうか。ですから、どれを先にとかということと言わない形でとなりますが、これで取りまとめをしてよろしいでしょうか。

◎杉本委員 無作為が行われなような気がするんです。

◎坪郷委員長 挙げた以上は、市民参加推進会議でそれを提言した以上は……。

◎杉本委員 きっとそんなことはやらないで、もっと遠くなるような気がします。

◎坪郷委員長 それをずうっとフォローして行って、実現したかどうかというのはやらないといけないわけですから、提言したのにそれが実現していないというときにはもう一度、再度提言が必要になるということだと思います。

◎杉本委員 せっかく無作為抽出という言葉が出て、これが新しい制度に、私たちがそれを選択するかどうかというのが今問われているというふうに思っていて、それをこの委員会でしっ

かりと方向づけとしては、やはり無作為抽出に向かう方向で進んでいるということを決めることはできないんですか、そういう提言は。

◎坪郷委員長 ただ、これは私の個人的な意見ですけれども、無作為抽出は、今まで参加しなかった人たちが参加をする意味では非常に新たな手法で意味があるんですけれども、ただ、これで全部解決するわけではなくて、多様な市民が参加するためにはもっといろんな方法をとる必要があるというのは、無作為抽出型の市民討議会だとかそういうことを実践している人たちもそういう問題提起をしているんですね。それをやることによって、今までの市民参加の状態を変えるというそのインパクトはあると思うんです。その意味では、杉本さんはそこを言うておられるんだと思うんですけれども、ぜひ公募委員についてもやることが必要だし、そこに焦点が合わないというご意見だと思うんです。

◎杉本委員 これはそういう意味での提案ですよ。

◎坪郷委員長 もちろんそれが……。

◎杉本委員 でなければ、ここで提案された意味がなくなってしまうので。

◎坪郷委員長 無作為抽出の方法が非常に有効で、多様な市民とかにすそ野を広げるのは有効だということを強調して、そこをぜひ採用されることをというのは当然書くと思いますし、市民の自発的な登録制度も、その登録をすることによって、具体的に公募委員というのはスポットでやるのではなくて、公募委員の登録制をとることによって、恒常的に市民参加の問題をそれぞれ登録した人が考えるという、そういう枠組みをつくるということ、それぞれの積極的な点を挙げて導入を推進するという提案になると思います。

◎白井委員 言いつらそうなんですか。いや、でも、もうはっきり無作為抽出をやりましようと言言していいんじゃないですか。

◎坪郷委員長 もちろん無作為抽出はやりましようという提言なんですけど、ただ、じゃ、ほかの提言を落とすかということなんですか。

◎杉本委員 そういう意味ではなくて、やっぱりその導入も必要ではないかというような提言でいいんじゃないですか。

◎坪郷委員長 もちろんそうです。ここではそれぞれの、例えば三鷹でもう既に導入しているわけですから、その先行事例がありますから、これはぜひ導入すべきだという提案になると思います。

◎山下委員 一番いいですね。

◎白井委員 そこに参考程度でもいいんですけれども、例えば年齢を、やっぱり若年層の審議会参加状況がよくないので、若年層に絞って無作為抽出をするという案もあるみたいなことはつけ加えていただけますか。

◎坪郷委員長 それは、例えば三鷹で1000人規模でやられているとかということも含めて、あるいは年齢で重点を置くということも非常に重要じゃないか、そういう点を盛り込んでつくるということですか。

◎浅野委員 ちょっと技術的なことで聞きたいんです。細かいことで恐縮なんですけれども、提言した場合に、例えば無作為抽出を導入する場合に、条例なり規定なり規則なりの改正というのは必要になりますでしょうか。委員の選任についての規定がありますよね。

◎白井委員 行政がやるかどうかの話ですよ。

◎杉本委員 行政がやるかどうかですよ。

◎白井委員 入れないとやらないんだったら、入れないといけないですね。

◎坪郷委員長 それは提言をした場合にどういう整備が必要だろうかということは、当然事務局で検討していただいて、それについては、ここでもどういうことが必要になるということは議論をしたいと思います。事務局のほうとしてはどうでしょうか、今の視点で何か。

◎福井委員 第9条絡みだと思うんですよ。

◎福井委員 第9条で、条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、「原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のもの」という常識的な枠内しかありません。それにプラスして……。

◎事務局 施行規則の11条のところで、「公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会を設置するものとする」。選考委員会における公募委員の選考方法は「次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする」。(1)が論文、作文等による選考、(2)が面接選考、(3)が書類選考、(4)が抽選ということです。だから、これにもし無作為抽出をここに入れるとなれば、こういうことに追加していく条項があるんです。

◎坪郷委員長 では、実施に当たっては施行規則に書き込む必要があるということになると思います。

◎浅野委員 施行規則の変更というのはどれぐらい難しいハードルの問題で、これは議会にかける必要はないんですよ。

◎事務局 これは行政の内部手続の問題になってくるので、内部での決定ということになると思います。

◎坪郷委員長 それでは、2の公募委員の募集についての2-1については今の取りまとめでよろしいでしょうか。では、それで取りまとめさせていただいて、案文を考えなくてはいけないんですが、それは皆さんで検討していただくということにももちろんなります。

2-2の「各審議会の公募情報を紙でも配布する」ということなんですが、現在、市報で毎年4月1日に「公募市民募集の予定のお知らせ」という一覧表の形では出ているわけですね。この一覧表というのは1ページぐらいのものですか。

◎事務局 そうです。市報の4分の1ぐらいのもので、1年間の全部を載せています。

◎坪郷委員長 これについて、さらに提案するとなると、具体的にどういうことをプラスアルファするのかということを書いたほうが良いと思うんですよ。そうしないと何をやるべきかということがわかりにくいと思うんですが、これについてはどういう方法を、例えばその部分

を抜き取った一枚紙か、資料をつけたものをどこかで配布できるようにするとか、何かいろんな方法、幾つかの方法があると思うんですが、どういう方法が例えばあるでしょうか。インターネット情報でさまざまなリンクに載せていくということも一つの方法ではあると思うんですね。

◎白井委員 でも、都度、市報でも載っていますよね、新しい募集なんかはね。ホームページを見りゃ、常に募集は載っていますし。

◎杉本委員 紙でね。

◎白井委員 紙で要るんですかね。

◎杉本委員 「紙でも配布する」と書いてあります。

◎白井委員 でも、紙で配布しても、そもそも今の仕組みだと変わらないと思うんですよね。僕は要らないと思うんです。

◎杉本委員 私は必要ないと思います。

◎白井委員 私も要らないと思います。

◎坪郷委員長 いかがでしょうか。この点は、情報、内容的には2-1のところの提言で、もちろん公募市民についての情報提供というものを十分に行う必要があるということはもちろん文章の中に入れることはできますので、あえてさらに紙という形で導入しなくてもよろしいですか。

◎白井委員 全戸配布じゃないですか。あればいいですけども、チラシをつくって全戸配布とか。ただ、余り効果はないし、お金が掛かるだけですから、そこにいろいろかけるんだったら、無作為抽出に注力してもらったほうが僕はいいと思います。

◎坪郷委員長 公募情報については、できるだけ皆さんに情報が伝わるような方向をとるところを組み込むということで、やりたいと思います。

それで、次は第3の公募委員の選考基準と選考についてのところに行きます。これについては、(1)から(6)の方法について意見が出ました。それで、提案の案としては、3の括弧の中ですが、「公募委員の選考過程をより透明で市民の納得の得られやすいものとするために何らかの措置を導入する」という形で、ここはまずは書いております。その上で、(1)から(6)と意見の出ている点を6点にまとめたわけですね。その6点を挙げて何らかの措置を導入するというやり方もありますし、この(1)から(6)の中でもどこかを強調するとか、あるいは少なくともここは実施すべきだとか、あるいはこれは絶対やるべきだというような論点をどう絞っていくのかということになりますが、これについては、従来は先行例がないので、新しい試みとして意味があるところも多いかと思うんですが、この点についてはどういうふうに取りまとめをするのかということについて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

◎遠藤委員 (2)の一番下なんですが、公開すると準備等の手順が増えるだけで、改善にならないのではないかというそのコストというか、手間が増えるというのは具体的にどうのことを指しているんでしょうか。と申しますのも、市民参加を進めるために、やはり私たちは市

民のためにこういった形で参加環境を整えたり、参加を進めることができるかという視点に立って議論しているときに、もちろん行政の方の負担というのものもある部分は考えなければいけませんけれども、選考委員会を公開することによって、具体的にこういった手順や手間が増えるか、コストが増えるかということですよ。それがまずありきというふうになってしまうと、結局、何のための市民参加なり推進のための会議なのかという話にもなってしまうと思うので、私はこれは明示する必要が果たしてあるのかどうか、ちょっと疑問に思えますけれども、具体的にこういった手順が増えるのでしょうか。

◎浅野委員 多分、私の意見なんですけれども、今、例えばこういう形で選考委員会をやっていると私は思っていないんですね。なので、選考委員会を本当にやって、それを公開したら、相当事前のお膳立てが必要になってくると思いますし、そのコストに見合うだけの効果が期待できるのかなというところについて、私はちょっと疑問を持っています。

◎遠藤委員 そうすると、職員の作業というか、そういう部分ですか。

◎浅野委員 もちろんそうです。

◎杉本委員 事前のお膳立てというのは、そこで傍聴する人が公開で必要ならば、その前の公開しない場合の事前のお膳立ても同じように必要なんじゃないですか、素朴な質問です。公開することによって急にいきなり増える事前のお膳立てというのは具体的にどんなものなのでしょうか。

◎浅野委員 こういう会議ではやっていないと思います。だから、例えば一番単純に言えば、全員のスケジュールを合わせて部屋を確保して、資料をコピーして、集まって話をすることをしていなければいけない、ただそれだけのことです。恐らく持ち回りでやっているんじゃないかと私は推測しているんですけれども、いかがですか、どうなんですか。関係者全員で集まって会議をやっているということですか。

◎事務局 公募の選考ですね。選考委員の方が5人なら5人という形で、市長、副市長、教育長、何々部長、何々部長という形で5人の選考委員がいると、事前に応募いただいた論文の個人情報全部消した形でお配りして、そこで評点をつけます。実際に選考委員会というのはちゃんと場所を確保しまして、選考委員会を開きまして、事前に点数をつけ、集計したものでこういう方たちが公募委員になりましたという形で手順を踏んでいます。

◎浅野委員 関係者は本当に実際にその場に集まって全員でやっているということですか。

◎事務局 はい。

◎浅野委員 持ち回りじゃないんですね。

◎事務局 持ち回りではないです。評点をつけるところは、選考委員が事前にやっていますけれども。

◎浅野委員 おおむね何分ぐらいで。

◎事務局 確かに時間はそれほど掛からないですね。

◎白井委員 集計結果を発表して、公表してというのが選考委員会になっているということだ

よね。

◎事務局 はい。

◎浅野委員 じゃ、その点は私の誤解もあったようですので。

◎杉本委員 そのときに気になるんですけれども、要するに私がこれのところを提案したんですけれども、点数制であって、それでおおむね決めるときにはどうしても点数で差をつけなければいけない、点数主義に非常に偏っているんじゃないかというような部分を何となく私は感じたんですね。どうしても点差をつけると。たしか5つぐらい……。

◎白井委員 項目がありましたね。

◎杉本委員 項目がありましたよね、うまく論点をつかんでいるとか、誤字脱字が少ないとかなんとかかんとかという。そうすると、点数が大体並んでいる場合に、どうやって最終的に決められるのかというところの部分まで、とりあえずのこちらのほうまでは出したか、応募した人にはちょっとわからない。結果だけ知らされるということに対する納得のいかない部分というのがあって、この選考委員というのが、実際どういう点数制でというところまでも、しっかりと自分の納得のいく目できちっと聞いたり見たりできるのかなというふうには思ったんですが。

◎事務局 基本的に匿名で、点数の議論になっているので、ご覧になりたい自分の話をさせているかどうかもわからないかもしれませんね。

◎杉本委員 何となく選考委員会といたら、ほぼわからなかったの、わかりました、ごめんなさい。

◎坪郷委員長 これは、例えばこの提案の中では市民活動比率ですから、何位でだめだったかということが応募者に伝われば、それは結果はわかるわけですね。

◎杉本委員 そうですね。

◎坪郷委員長 あるいは、その点数の一覧表については、これは情報公開の対象になるわけですね。ですから、それは情報公開の対象としては請求できますから、その分を公表することは、選考委員会としてできると思うんですね。だから、(6)とか、あるいは(3)のような議事録になっているかどうかわかりませんが、例えばそういう点数一覧表を公開するというようなことは可能性があるんだと思うんですね。あとはどこまでやるのかという点ではあるかと思うんですけれども、個人情報情報を隠した上での公表は可能だし、応募者当人には(6)ということは提案しつつ、うまくいけば可能性はあるんだろうと思います。

◎浅野委員 公開を求めるときに、委員会に何を公開してほしいのかという問題があると思うんですけれども、採点のプロセスを公開してほしいという趣旨だと思うんですね。だとすると、選考委員会を公開にしても、さっきの説明を聞いて、その趣旨にはこたえられないんじゃないのかな。要するに採点の部分でもう事前に終わっているんですよ。選考委員会に出てくるのは集計結果なので、だれにどういう理由で何点つけていくというそのプロセスは事前にもう終わっているんで、そこだけ公表するということは、やっぱり私の目から見るとコストだけ掛

かって、余り実質的な効果がないかなという気がするんですけれども。それであれば、むしろ先ほど委員長が言われたように、結果を別の形で知らせる、第何位でしたとか、余り悪いとショックを受けるかもしれないですけれども。

◎杉本委員 第何位でしたかということですか。

◎浅野委員 何人中何位でした。

◎杉本委員 何人中何位、点数でつけますか。

◎白井委員 嫌ですね、10人で10位とか。

◎杉本委員 それはわかりません。

◎白井委員 確かに現実的かもわからない。

◎山下委員 今、私も選考委員会の中身を聞いて、匿名であれば、議事録も全く意味がないですし、傍聴してもほとんど意味がないのかなといったところで、公開すべきところは、逆に通った方々がどういう論文を書かれていましたよみたいな、その通った方の論文の要点みたいなところをつらつら並べていって、その公表ぐらいしかできないのかなというふうに思いました。以上です。

◎白井委員 それはいい。

◎杉本委員 今の山下さんの意見に賛成なんですけれども、論文の公開ということでいろいろ議論が前回もあったと思うんですけれども、この応募者にとってのハードルを上げてしまう危険もあるというふうになっているので、通った方の論文ということであれば、ハードルを上げてしまう危険ということも払拭されるのかなというふうに思いましたし、もし意思があれば、通らなかった、私なんかは通らなくても皆さんに見ていただきたいというふうに、本当に読んでいただきたいと思って書く論文ですので、拒否権があるわけですから、私は出したくないという人の拒否権を認めるという形で、論文の公開ということを前提に進めていただけたらなと思っているんですが。

◎白井委員 私は論文の公開は反対でして、やっぱりハードルを上げてしまう危険というのは、まさにそっちの懸念のほうが大きいと思うんです。公開したい人は多分ウェブでも勝手に公開するので、そういう時代ですからいいと思うんですよ。やっぱりその辺を前提にされてしまうと、例えば僕なんかは字が汚いから嫌だなとか、そんなくだらないことでもやっぱりハードルが上がってしまうんですよ、わからないことかもしれないんですけれども。なので、論文は一々公開する必要はないと僕は思うんですね。ただ、さっき山下さんがおっしゃった、通った人の論文の要点とか、こういうところがよかったのでというところ、あと、この(6)の点数結果に関してはきっちりお伝えするというところで落としどころとしてはどうかなと思うんです。

◎福井委員 私も今まで杉本さんの話のテーマの中身に対しての公募の選考基準ということに対しては、一時発表してあるんですけれども、私も二、三応募をした中で、当然結果報告というか、ここの1枚の紙で落選しましたという一文字だけで終わっているというところで疑問符がずうっとつながっていると。やはり選考基準のプロセスを公表するとか、傍聴の可能な場所

で云々ということ以外に、意思を持って応募している者に対して、どういう基準のレベルの方が委員として選ばれたかということをやっばり見直すということが一つあるんじゃないかということで、応募者のさらなる次のステップの動機づけとか、また違う分野の取り組み方ということにつながってくるということだと思えますよね。だから、一方的な言葉だけで終わっていたら、どの辺の基準で当選したのか落選したのかという基準自体もその応募した人自体がわからないということで、点数云々ということは別にしても、当選した方の論文の内容、また、落選したのは、自分が出していますし、同じ意見と全く違う方でも落選している方もおられるかもわからないものですから、そういう基準ということをも自分なりに把握するというプロセスとしては、応募した人に対するフィードバックということで、選考基準のこういうレベルの人が合格したということで再確認できると、次のステップの動機づけにもなるんじゃないかということでお話をしました。

◎坪郷委員長 今幾つか意見が出ておりますが、応募のほうについては、例えば採用された人の要点の公表をしてはどうか、あるいは選抜の比率を結果として応募者に伝える、こういうあたりをやってはどうかと。これは応募者の納得性、それと透明性、あるいは応募論文の評点が公表されれば、どういう人が選ばれたのかということは一般市民にもわかるという点での公開性、透明性ということにはつながる論点だろうと思います。

あとは、議事録の作成・公開というのは、これは採点一覧表というのが既にあるということですから、例えばその公表だとか、そういう幾つかの点があるかと思いますが、ここを（１）から（６）のうちのどれかを特定して提案するのか、あるいは、まだ今のところは（１）、（２）、（５）については意見が出ておりませんが、（１）から（６）まで挙げて、こういう措置をやるべきではないかという形で提案をするのか、一覧という形でやるのか、あるいは少し皆さんが今挙げたような幾つかの論点を挙げて、まずはそこを実現するということを目指すのか、その点はいかがでしょうか。

◎福井委員 今までこの公募の選考基準というのが書類にもあるし、基準自体は明確につくられているから、それに合わせながら採用、不採用というか、当然今までどおりの基準というものがあつたという前提で、それに対しての問題点、課題というものはどうだろうということで、先ほど私が言ったような内容とか、それにプラスアルファする話として、そういう選考基準を話し合っているプロセスを公開すべきかとかということにつながりになってくると思えます。ですから、選考基準云々というものは従来どおりだと思えますけれども、次に来る課題はどういうものが問題点だということを列挙するほうが定義になってくると思えます。

◎坪郷委員長 そうすると、（１）から全部挙げるというご意見ですか。

◎福井委員 じゃなくて、選考基準があつて、私はたまたまここの（４）の論文公開という公開じゃなくて、当事者にフィードバックするということにつながりだけで、とりあえず（４）だけで。

◎馬場委員 私は（３）と（６）を、先ほどの山下さんと白井さんの話を聞いて、（６）が出て

くると思うんですが、応募者のニーズを満たすという意味では、(3)の議事録をすべてということになると、一般の応募していない方の目にも触れるということで、個人情報の問題点もあるという話ですので、その採点一覧表があるんでしたら、その応募者に向けて、応募者のみ公開するということが納得が得られるのではないかとということ。それから、(6)では、先ほどもお2人からもありましたように、要は論文の選考側のあれですね。論文の要点ですとか選考側の公表、採点してどうだったか、どういった方が応募して、こんなような基準で、こういう話や内容があったというその公表みたいなものを市民が読めるようにすれば、ある程度結果にも納得が得られるのではないかと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎杉本委員 この中でも私が提案したものはかなりあるので、この中は全部私は出させていただきたいともちろん思うんですけれども、その中でということ言えば、一番最後の(6)のところですけども、一応応募者に伝えるということとはもう最低、これはルールですよ。けれども、どのような形で伝えるかということのほうが私はちょっと関心があって、これはなぜ選ばれなかったかというのは口頭でもきちっとその説明責任を果たしてほしいとは思っていて、その応募した課に行きますよね。なぜ選ばれなかったのかという結果を郵送ではなく直接説明していただきたいといった場合に、こういう比率も含めて可能になりますかしらね。要点、もちろんルールですよ。

◎坪郷委員長 実際、どこまでやるかというのは、それはいろいろあると思いますけれども、選抜の比率の結果として応募者に伝えるという項目を提言するかどうか、提言のほうにちょっと集中した意見だと思うんですが、運用上どこまでやるのかということ、あるいはどこまで可能かということの議論はもちろんあると思うんですけれども。

◎杉本委員 これは伝えるというのは、伝えるという言葉がちょっと……。

◎坪郷委員長 基本的には、今までの落選というのがあったものに資料をつけて郵送されるというのが基本ですね、ここに書かれているのは。

◎杉本委員 でも、伝えるという言葉で送られるということだから、この中には口頭で聞いた場合も含まれるとかということもあるでしょうね。

◎坪郷委員長 問い合わせということはあるでしょうけれども。

◎杉本委員 あとは、私はもう(5)は本当に入れていただきかったんですけども、だめならばしょうがないなと思うんですけれども。

◎坪郷委員長 それじゃ、中間的なまとめとして、それでいいかどうかということで、今の時点では(3)、(4)、(6)というあたりからまず提言をして実現してはどうかというのが挙がっていますので、あるいは(5)もというのがありますので、じゃ、(3)、(4)、(5)、(6)を挙げて、これらの措置をとること、導入することを提言するというのは例えばいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それで取りまとめてよろしいですね。じゃ、(3)から(6)までを挙げて、これらの措置を導入することを提言するという事でまとめたいと思います。ちょっと書き方は、特に(3)、(6)は、とりあえずは応募者に公表されることを皆さんは念頭に置いているわけですね。(3)とか(4)は応募者及び一般の市民への公開でしょうかね。

◎浅野委員 選考委員会の議事録それ自体は余り意味がないみたいなんですな。

◎山下委員 意味がないですね。

◎白井委員 それだったら、もう(6)に重きを置いて、そこをまずきっちりと提言した上で、残りの(4)と(5)を。ただ、さっきの話を聞いていると、やっぱり僕も逆の立場だったらそう思うんですよ。ちゃんと回しておいて、点数をつけさせてこうですよって。以上でもいいですね。

◎杉本委員 こういった委員会で議事録がとられないということもあり得るわけですね。

◎坪郷委員長 いや、何らかの議事録、資料はあるんじゃないかと思うんですけれども、会議の中ではね。

◎杉本委員 議事録はあるけれども、それが役には……。

◎白井委員 でも、話し合われた内容が、結局点数は……。

◎杉本委員 話の内容は役に立ちそうだし。

◎白井委員 そうですね。例えばだれだれさんのこういうところはいいと思いますというのを考えられると、話をしてというわけじゃないということ。

◎杉本委員 でも、知りたい人にとっては、これは一つのツールになるわけですから、これも含めてでいいんじゃないですか、役に立つかどうかは別にして。

◎白井委員 それか、もう選考委員会のやり方は実はこうですって公表したほうが早いかもしれないです。あきらめがつくから。

◎坪郷委員長 それでは、ここは(6)に重点を置くという意見もありましたので、ちょっと取りまとめ案をつくってみますので、それで最終的に確定するという事にしたいと思います。

それで、ちょっと時間が残り少なくなりましたが、4と5まで今日はやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

4は子育て中の世代の参加ということで、4-1は「保育士等をより積極的かつ広範に配置できるようにするための方法を工夫する」ということですが、これは若干相談をして書いたのは、私がこういう形で書いたんですけれども、例えばの話ですが、企画政策課に一括して予算措置を行って、各審議会などにその都度派遣するという仕組みをつくる。じゃ、これはどのくらい規模が必要なのかということがありますので、まずは、例えば一定の枠を確保してまずやってみると。その上、予算が足りなければ拡大するという事も含めて、例えばそういう方法が具体的にはあるのではないかとということがあります。

4-2は、情報コミュニケーション技術を使った方法も組み合わせとして導入されると、よ

りいろんな意見が取り入れられるのではないかとということで、あとは市の側からニーズを積極的に聞く姿勢ということと、それから、フェイスブックなどの利用というようなことも意見としては出ていたと。

それでは、4についてはいかがでしょうか。まずは保育士などをより積極的に配置できるように予算の確保ということを提言として行うということはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、そういう形でやりたいと思います。

5番ですが、障がいのある方の参加のための環境整備についてということですが、これも「障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど参加しやすい環境づくりにつとめる」。これは具体的には、審議会などを行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行う。これは多くの場合、そうなっているようですが、必ずしもそうではない場合もあるので、例えばこれが一つですし、もう一つは、4のところでありましたように、手話通訳士についてもある程度枠を確保する。この枠、手話通訳士が準備されますよという情報が伝わると、より障がいのある人たちの参加が増える可能性があるということです。その関係の団体にそういう情報を提供すると、じゃ、参加してみようという人も増える可能性があるということです。5については、バリアフリー化の場所とその手話通訳士などのある程度一定数の確保ということを取りまとめとしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。この点についてはよろしいでしょうか。それでは、この点はそういう形にさせていただきたいと思います。

それで、青年の市民参加については、前回のワーキンググループの資料を浅野さんに準備していただいたんですが、今日は時間があと残り10分ちょっとですので、これについては次回にということにしたいと思いますが、浅野さん、よろしいでしょうか。

今日は、皆さんの取りまとめに向けたご意見をいただいたので、文案を考えないといけないんですが、かなりまとまる方向で議論ができたと思いますので、原案をつくりまします。今後の委員会の進行としましては、来年の1月ないしは2月ということですが、1月30日から2月末までが2月議会ということ。何時がよろしいでしょうか。今日取りまとめできた部分については、今度は提言の文書の形で作ったものを皆さんに検討していただきたいんですが、中間で郵送してやるということもあるんですが、ちょっと論点が多いので、次回るときに最終的に提言を確認して、市長に出す提言の全体をまとめるという方向でよろしいでしょうか。次回の会議で成案を皆さんに確認していただいて、さらに文章上、手直しをする必要があれば行うという形でやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 原案作成については、委員長、副委員長、それから事務局でと思います。字句等ももう少し詰めないといけない点があるかと思いますが、また事前にお送りするというこ

とにしたいと思います。

今日のところは以上でよろしいでしょうか。

それでは、3の次回推進会議の開催日についてということで、一たん休憩して日程を決めたいと思います。

◎坪郷委員長 それでは、再開をします。次回推進会議の日程は2月8日の6時30分から開催したいと思います。場所はまた決まりましたら連絡をするということにしたいと思います。次回については、この第4期の今日行いました取りまとめの文書を確定させるということが一つ、それから、さらに青年の市民参加について、時間がありましたら、参加型職員研修あるいは自治基本条例などが従来挙がっておりましたし、そのほかの問題提起された論点もあるかと思しますので、そういったところをできれば取り上げたいというふうに思います。

議題についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、以上で本日の議案はすべて終了しましたので、閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後8時閉会)

第 4 期推進会議の提言に向けて（案）

2012 年 7 月 6 日ワーキンググループにおいて委員長より提示された論点整理の枠組を土台として、ここまでの議論を整理し、以下のように提案の論点をまとめた。

1 審議会傍聴環境の整備に関して

1：全ての審議会に「意見・提案シート」を常設し、傍聴者・市民から提出できるようにする。

（市民参加条例 3 章 附属機関などへの市民参加に関連した提案である。）

既に、「意見・提案シート」は、男女平等推進審議会（平成 15 年より）、行財政改革市民会議（平成 16 年より）、（仮称）貫井北町地域センター建設市民検討委員会（平成 22 年より）、新庁舎建設基本計画市民検討委員会（平成 23 年より）、東小金井北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会（平成 23 年より）、児童館運営審議会（平成 23 年より）、市民参加推進会議（平成 24 年より）で、それぞれ事務局、委員、会長の提案と相違があるが、傍聴者に対して導入されている。

議論：意見提案シートの運用について以下のような点が検討課題としてあげられた。

- （1）提案シートを各審議会に常設することを規定等で明記するか、あるいは各審議会に参加の手法の一例として例示し、取り入れるかは審議会の中で決定するか。
- （2）意見提案シートで出された意見を会議の中で必ず取り上げることとするか、あるいは取扱いは各審議会に任せるか。
- （3）傍聴者に対して、審議会の資料を基本的に配布する。

2 公募委員の募集について

2-1：多様な市民が参加できるように、何らかの形での「公募市民登録制」の導入

（市民参加条例（附属機関等の構成）9 条に関する提案である。）

無作為抽出による「公募市民登録制度」が導入されている自治体（例 三鷹市）がある。

議論：登録制の内容について以下の点が検討課題として挙げられた。

- （1）登録対象となる市民は無作為抽出によって選出するか、又は登録対象となる市

民は自発的に登録を希望したものを選出するか。

- (2) 登録制を全面的に取り入れるか、又は現行制度と併用して部分的に取り入れるか。
- (3) 無作為抽出による登録制は参加する市民の幅を広げ、特に無関心層への働きかけとしてはよいものの、当該問題について情報を十分にもたない市民が選出された場合に何らかの手当が必要（例えば、事務局の「レクチャー」によって一定方向への誘導が生じないように。）

2-2：各審議会の公募情報を紙でも配布する。

現在は、市報で毎年4月1日に「公募市民募集の予定のお知らせ」を掲載している。

3 公募委員の選考基準と選考について

3：公募委員の選考過程をより透明で市民の納得の得られやすいものとするために何らかの措置を導入する。

(市民参加条例(公募委員の選任等)10条 1項 公正な方法による公募委員の選任、2項 選考基準の公表、選考結果の公表に関する提案である。)

議論：「何らかの措置」については以下のような意見が出された。それぞれについての賛否の意見とともに記す。全体として、応募者の納得と選考側のコストのバランスをどのようにとるのが重要である。

- (1) 選考委員会に第三者委員に参加してもらう。
 - ・関連して所管部長の参加について質問があったが、公募委員の選考に当たっては、設置される委員会の分野に明るい所管部長が入るのは当然のこと。
- (2) 選考委員会を公開し、傍聴可能な形にする。
 - ・選考過程の公開によって透明性・公正性を示せば応募者も納得する。
 - ・公開の委員会では論文は匿名にすれば下記(4)に関わるような問題はある程度防げる。
 - ・選考委員会を公開すると、その準備の手順(コスト)が増えるだけで、実質的な改善にはならないのではないか。
- (3) 選考委員会の議事録を作成・公開する。
- (4) 応募論文等を公開する。

- ・論文を氏名も含めて全部公開にすると応募者にとってのハードルを上げてしまう危惧もある。
 - ・公開さればうかつなことを書かないよう注意するようになるという予防効果はあるが、問題のある内容でも公開されてしまうというリスクは完全には排除できない。
- (5) 最終段階の選考を抽選等で行う。
- (6) 選抜の比率を結果として応募者に伝える。

4 子ども家庭の世代の参加について

4-1：子育て中の世代の参加意欲に応えるために、保育士等をより積極的かつ広範に（子育て関連の審議会のみならず審議会全体に）配置できるようにするための方法を工夫する。

たとえば「企画政策課」などに一括して予算措置を行い、各審議会などにその都度派遣する仕組みを作る。

4-2：（下記5とも合わせて）移動が難しい人々のために ICT（情報コミュニケーション技術）を利用した新たな参加の方式又は情報発信を工夫する。具体的には以下のようなことが考えられる。

- ・審議会のネット中継やSNSでの書き込み等の仕組みを工夫する。
- ・市からの一方的な情報発信ではなく、フェイスブックなどによる相互交流を取り入れる。

議論：以下のような議論がなされた。

- (1)（上記4-1また下記5に関連して）市の側からニーズを積極的に聴きに行く姿勢も必要。
- (2)（上記4-2に関連して）先行している市の取組を見る限りフェイスブックの効果には過大な期待をしない方がよい。フェイスブックを活用するのであれば、市と市民との交流よりも市民同士の情報共有や交流の量と厚みを重要視した方がいい。

5 障がいのある方の参加のための環境整備について

5 : 障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど参加しやすい環境づくりにつとめる。具体的には以下のようなことが考えられる。

- ・ 審議会等を行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行うこと。

6 青年の市民参加について

6 : (具体的内容は次回議論)

議論 : 以下のような意見が出された。

- (1) 上記2に関して、無作為抽出の際に若年層又は女性が多くなるようにウェイトをかけることも検討してみてはどうか。
- (2) 市民討議会等がかかった費用等の資料があるとよい。
- (3) ターゲットをもう少し絞った方がより具体的で有効な提案ができるのではないか。

(以下は次回に議論)

7 参加型職員研修

8 「自治体基本条例と市民参加」に関する調査と資料の収集

若者の市民参加について

浅野智彦

1 若者の地域参加意識の現状 —全国調査のデータより—

- (1) 地元志向の強まり：地元愛着の上昇
- (2) 大人との協働への消極性：従来型の地域活動への参加は低調
- (3) 地元志向の背後にある友人志向：身近な人間関係を地域へつなげることの重要性

2 誰が参加するのか？ —小金井市民意向調査のデータより—

- (1) 参加実績は二つの方向性（因子）を持つ
 - (ア) 市政直接参加
 - (イ) 生活密着参加

| 市民参加の二つの方向性 | | |
|--------------------|--------|--------|
| | 因子 | |
| | 市政直接参加 | 生活密着参加 |
| 過去・市議会傍聴 | .958 | -.273 |
| 過去・市への請願、要望 | .673 | .009 |
| 過去・市の審議会の委員 | .507 | .070 |
| 過去・講演会参加 | .409 | .283 |
| 過去・NPO、ボランティア | .348 | .310 |
| 過去・民生委員、児童委員、消防団活動 | .284 | .253 |
| 過去・町内会・自治会 | -.084 | .645 |
| 過去・地域イベント参加 | .000 | .621 |
| 過去・地域イベントの開催メンバー | .268 | .493 |
| 過去・趣味のサークル | .081 | .443 |
| 過去・PTA、子ども会活動 | -.105 | .440 |
| プロマックス回転後のパタン行列 | | |

(2) 誰が参加しているのか

- (ア) 市政直接参加得点が高いのは、高齢男性で地域に知人が多い人たち
- (イ) 生活密着参加得点が高いのは、男女を問わず高齢の専業主婦あるいは子どものいる世帯で、地域の知人の数が多く、住み心地がよいと感じている人々
- (ウ) 参加意向得点が高いのは、男女を問わず高齢、有職者、住み心地がよいと感じていて地域に知人が多い人々

3 若者の市民参加の可能性

(1) ネットでのつながりを土台とするもの：例、脱原発デモ

- ・ 6 月 11 日、9 月 11 日の大規模デモへの参加社：初参加 5 割、ネット・口コミをきっかけにするもの 7 割（社会学者・平林祐子さんの調査結果）
- ・ 強い紐帯／弱い紐帯／無紐帯 → ネットの普及による弱い紐帯の拡大
- ・ 弱い紐帯の可能性の追求

(2) 楽しさを土台とするもの：ゲーミフィケーション

- ・ 節電ゲーム：ヤシマ作戦、#denkimeter
- ・ 社会参加をゲームとして楽しむ志向性の強まり
- ・ 街コン：商店街が中心になって企画する合コン

(3) 親しい人間関係を土台とするもの

要点記録

| | | | |
|--------|--|--------|----|
| 会議の名称 | 市民参加推進会議ワーキンググループ（第2回） | | |
| 事務局 | 企画財政部企画政策課企画政策係 | | |
| 開催日時 | 平成24年8月21日（金）午後6時00分～午後7時55分 | | |
| 開催場所 | 市民会館・萌え木ホール3階 A会議室 | | |
| 出席者 | 委員長 | 坪郷 實 | 委員 |
| | 副委員長 | 浅野 智彦 | 委員 |
| | 委員 | 遠藤 圭司 | 委員 |
| | | 杉本 早苗 | 委員 |
| | | 福井 高雄 | 委員 |
| | | 高橋 雅栄 | 委員 |
| | | 天野 建司 | 委員 |
| | | 白井 亨 | 委員 |
| | | 馬場 彬暢 | 委員 |
| | | 五島 宏 | 委員 |
| | | 山下 光太郎 | 委員 |
| | | 河野 律子 | 委員 |
| 欠席者 | | | |
| 事務局 | 企画政策課長 | 高橋 啓之 | |
| | 企画政策課長補佐 | 竹田 怜史 | |
| | 企画政策課主任 | 工藤 真矢 | |
| 傍聴の可否 | ○ | 一部不可 | 不可 |
| 傍聴者数 | 0人 | | |
| 【会議次第】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 第4期推進会議の論点整理について 3 次回推進会議の開催日について 4 閉会 | | |
| 【会議結果】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 第4期推進会議の論点整理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資料2「審議会等における傍聴者の意見・提案等の取扱い状況」について事務局から説明を行った。資料は次回推進会議で傍聴環境についての提言をまとめる際に参考資料とする。 (2) 『公募委員の募集について』に関して議論を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○無作為抽出による「公募市民登録制度」の導入 ○自発的な公募委員登録制度の導入 <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の一覧を市民がわかりやすい分類（環境、福祉、子ども等）にまとめて、インターネットのみでなく書類でも配布した方が公募委員に応募する人のモチベーシ | | |

ョンアップにつながる。

- ・今まで実施している公募と無作為抽出による「公募市民登録制度」を組み合わせ取り入れたらどうか。
 - ・無作為抽出の課題としては、選出された委員が問題を知らない場合に、基本的な部分のレクチャーを事務局が行うため、議論の方向性が事務局側に偏ってしまう危険性がある。
 - ・市民参加の幅を広げる、無関心層を取り込むという意味で無作為抽出はいい方法だ。
- ⇒無作為抽出における問題点は考慮しながら、「公募市民登録制度」を何らかの形で導入した方がいい。（次回の推進会議でもう一度議論する。）

(3) 『公募委員の選考基準と選考について』に関して議論を行った。

- 公募委員の選考委員会のあり方について（第3者を入れる。傍聴可能にする。議事録を作成し公開する。）
- 論文最終審査で僅差の場合は抽選で行うか。
- 提出論文を公開するかどうか。

(主な意見)

- ・公募委員の選考に当たっては、設置される委員会の分野に明るい所管部長が入るのは当然のことだと思う。
- ・選考委員会の公開は難しいのではないか。問題を解決するために審議会が立ち上がりその趣旨に沿って選考するので、それを選ぶ側の負担考慮も必要ではないか。
- ・選考過程を公開することによって、透明性・公正性を担保すべき。応募する方にとっても満足する。
- ・論文は匿名にし、選考委員会を公開にする。
- ・論文を名前も含めて全部公開にすると、応募者のハードルを上げてしまう危険もある。
- ・論文を会議資料として配布すれば、一般に流出する危険性がある。公開されればうかつなことを書かなくなるだろうという予防効果はあるが、いい内容も悪い内容も全て公開されてしまう。
- ・100%全員が納得する方法は難しいが、選考過程の不透明な部分をどこまで小さくできるかが課題。全く見えないから問題になっている。落選した人が今より納得できるための方法を探ることが必要。
- ・落選した人に対して、どのような方が合格したのか等フィードバックを丁寧にする方が先決ではないか。
- ・落選した人の不満を少しでも小さくすることは大事だと思うが、そのためにどこまでコストをかけるのかは課題である。

- ・落選した人へのフィードバックとして、形式的な説明よりも「上位〇%まで残りました。」と具体的に書かれた方が多少不満は和らぐのではないか。
- ・意見が一致しないのでは具体的な提案には難しいので、論点整理をしておけば、今後の議論に役立つのではないか。

(4) 『子ども家庭の世代の参加 障がいのある方の参加のための環境整備について』に関して議論を行った。

- 保育士や手話通訳士の設置について、今までより設置しやすい方法がないか。
- モチベーションを高められるような工夫が必要
- IT環境を使って新たな参加の方式又は情報発信ができないか。

(主な意見)

- ・審議会等を行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行うこと。
- ・子育て世代に関連する審議会には保育士を設置しているが、それ以外の審議会でも出たいと思った方が参加できるような仕組みが必要である。
- ・市から積極的に意見を聞きに行く姿勢が重要
- ・開かれた審議会にするためには、ネット中継やSNSでの書き込み等の仕組みを工夫する。
- ・一方的な情報発信ではなく、フェイスブックなど若い人のやり方、ニーズをもっと取り入れる姿勢が欲しい。
- ・フェイスブックは実質的な効果としては疑問がある。慎重に考えた方がいいかもしれない。それよりも市民同士の情報共有の量と厚みを重要視した方がいいのではないか。

(5) 『青年の市民参加について』に関して議論を行った。

(主な意見)

- ・無作為抽出の「公募委員登録制度」導入に当たっては、厳密に無作為抽出をすると、人口比に従って抽出されるため高齢者の数が圧倒的に多くなってしまう。比率を逆転させ、若者が多く抽出されるようなウェートのかけ方についても議論してはどうか。(性別についても同様)
- ・具体的な数値がない中で議論しても実現性にかけるため、市民討議会等実際にかかった費用を知った上で議論した方がいいのではないか。
- ・ターゲットを絞って方法を考えた方が、漠然とした提案ではなく具体的な提案ができるのではないか。

⇒今までの問題提起や調査の分析結果を浅野副委員長がとりまとめている。次回推進会議にて、「青年の市民参

加を広げるための具体的な提案」について議論する。

(6) 他に取り上げたい議題について

- ・公募を取り入れていない審議会の調査

3 次回会議の開催について

- ・平成24年11月9日（金）午後6時00分から
- ・今までの議論を考慮した上で、委員長、副委員長が提言と論点整理の原案となるものを作成し、次回の推進会議において委員全員で議論する。意見の一致があれば提言とする。

4 閉会

【提出資料】

- 1 市民参加推進会議（第1回ワーキンググループ）要点記録【資料1】
- 2 審議会等における傍聴者の意見・提案等の取扱い状況【資料2】